

砂漠化対処条約



砂漠化対処条約第8回締約国会合(2007年9月 スペイン・マドリッド)

▼砂漠化対処条約のしくみ

目的

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面している国(特にアフリカの国)における砂漠化への対処及び干ばつの影響の緩和

原則

- 全ての主体の参加、行動、協力
- 地域レベル、国際レベルでの協力関係の改善
- 後発開発途上国への十分な配慮

一般義務

被影響締約国の義務

行動計画の作成及び実施

先進締約国の義務

協力及び支援

砂漠化の問題に国際的に取り組んで行くため、1994年6月17日に「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約」(通称:砂漠化対処条約)が採択されました。砂漠化対処条約は、特にアフリカ諸国を中心とした開発途上国において深刻化する砂漠化問題に対し、国際社会がその解決に向けて協力することを目的としています。

砂漠化対処条約は、基本的な取り組みの方向を「原則」として示し、資金の提供を中心課題として位置づけています。

砂漠化の影響を受けている締約国に行動計画の策定を義務づけているほか、すべての締約国に対して砂漠化対処の取り組みについて定期的に締約国会議に報告することを義務づけています。

また、条約の下に補助機関として、科学技術と助言のため科学技術委員会を設置しています。また、条約実施状況について定期的なレビューを行うため、条約実施レビュー委員会を設置しています。

条約の補助機関組織

1. 科学技術委員会(CST: Committee on Science and Technology)

砂漠化対処条約の締約国会議に科学的・技術的な情報及び助言を提供するために設置された締約国会議の補助機関。

2. 条約実施レビュー委員会(CRIC: Committee for the Review of the Implementation of the Convention)

条約実施の定期的なレビューを行うため、第5回締約国会議で設置された締約国会議の補助機関(COP5 / Decision1)。

砂漠化対処条約の構成

(a) 砂漠化の定義

「砂漠化」は、「乾燥地域、半乾燥地域、及び乾燥半湿潤地域における種々の要因(気候の変動及び人間活動を含む。)による土地の劣化」と定義されている。砂漠(極乾燥地域)は、条約の対象から除外されている(第1条)。

(b) 一般的義務

締約国一般が負う義務として、①砂漠化及び干ばつへの対処に当たり、物理的、生物学的、社会経済的側面に対する総合的な取り組み方法を採用すること、②砂漠化の影響を受ける開発途上締約国の経済の状況について注意を払うこと、③砂漠化への対処及び干ばつの影響緩和に貧困撲滅のための戦略を組み入れること等を定めている(第4条)。

(c) 砂漠化の影響を受ける締約国の義務

砂漠化の影響を受ける締約国は、砂漠化対処と干ばつの影響緩和のために、①十分な資源を配分し、②持続可能な開発のための計画の中で砂漠化対処の戦略・優先順位を確立し、③NGOの支援を得て、地域住民の参加を促進することが義務づけられている(第5条)。

(d) 先進締約国の義務

先進締約国は、開発途上締約国による砂漠化対処及び干ばつの影響を緩和するための努力を積極的に支援し、相当の資金等を提供するとともに、地球環境ファシリテーター(GEF)からの資金供与等を促進すること、技術、知識及びノウハウの移転を促進することが義務づけられている(第6条、第20条2項)。また、援助の提供の際には、

行動計画に対する支援を優先させる(第9条2項)。

(e) 行動計画

砂漠化の影響を受ける締約国は、国家行動計画を作成し、実施すること(第9条1項)とされており、行動計画については、①砂漠化対処と干ばつの影響緩和の長期的戦略を立て、持続可能な開発のための国の政策に行動計画を組み入れること、②土地の劣化防止に重点を置くこと、③政策決定や行動計画の実施・検討の際、NGOや地域住民の参加を確保すること等が定められている(第10条2項)。

(f) 資金と資金メカニズム

資金については、①先進締約国は、砂漠化の影響を受けるアフリカ諸国を優先させ、GEFの活用を含め、資金調達を促進すること(第20

条2項(b))、②国内、二国間、多数国間の資金源の利用と質的改善を図ること(第20条4項)等が規定されている。また、資金メカニズムについては、砂漠化の影響を受ける開発途上締約国の資金調達を促進する地球機構(Global Mechanism)が設立された(第21条4項)(注: GMの受入機関は国際農業開発基金(IFAD))。

(g) 科学技術委員会

締約国会議に対し、科学技術分野での情報及び助言を提供する補助機関として、政府の代表者であって専門分野の能力を有するメンバーからなる科学技術委員会が設置されている(第24条1項)。さらに、締約国の指名に基づき、独立専門家の名簿を作成・維持することとしている(第24条2項)。